

〇〇農場 飼養衛生管理マニュアル

本農場の従事者及び衛生管理区域に出入りする者が行う衛生対策の方法は、このマニュアルに従うこと。

1. 農場外での対策

- 家畜衛生に関する情報の収集と勉強会の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-1
- 農場外の家畜等の取扱い禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-2
- 海外からの卵、肉製品の持込み禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-3
- 海外渡航時及び帰国後の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-4
- 農場内への不適切な物品の持込みの禁止及び工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-5
- 愛玩動物の飼育禁止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1-6
- 外国人作業員への飼養衛生管理基準の周知徹底・・・・・・・・・・・・ 1-7

2. 衛生管理区域に入る際の対策

- 入場時の動作フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-1
- 車両入場時の動作フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-2

3. 衛生管理区域の管理及び対策

- 衛生管理区域内の整理・整頓・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-1
- 飼料対策（野生動物の誘引防止対策）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-2
- 飲水対策（「飲用に適した水」の確保）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-3
- 野生動物の侵入防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-4
- 死亡鶏等への野生動物の接触防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-5
- ねずみ対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-6

4. 衛生管理区域から出る際の対策

- 出荷時の交差汚染防止対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-1
- 退場時の動作フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-2
- 車両退場時の動作フロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4-3

5. 共同利用施設利用時の対策

- 共同利用施設利用時の対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5-1

(別添) 作業手順 (SOP) 及び緊急連絡先

家畜衛生に関する情報の収集と勉強会の実施

- 家畜保健衛生所から提供される資料には入念に目を通す。
- また、農林水産省のHPはこまめに確認する。
- 対応が必要な内容については、即時に対応するように努める。
- 記載：飼養衛生管理者名 は、自らが上記を徹底するとともに、定期的（毎月1回）に、作業員と勉強会を行い、対応を徹底する。

農林水産省消費・安全HP（トップページ）

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/index.html>



農林水産省 English キッズサイト サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

[逆引き事典から探す](#) [組織別から探す](#) [キーワードから探す](#) [検索](#)

[会見・報道・広報](#) [政策情報](#) [統計情報](#) [申請・お問い合わせ](#) [農林水産省について](#)

[ホーム](#) > [消費・安全](#)

施策情報 報道発表資料一覧

農場から食卓までの安全管理の徹底を通じた食品の安全性の向上

食品安全

- 基本情報
(食品安全の原理原則 リスク管理 危機管理 科学的に信頼できるデータを得るために(化学物質編))
- リスク管理の主な取組と成果
- 農産物の安全確保(カドミウム かび毒 有害微生物 全部見る)
- 畜産物の安全確保(BSE サルモネラ 全部見る)
- 特用林産物の安全確保
- 魚介類の安全確保(健康に悪影響を与える可能性のある魚介類中に含まれる物質などについて 全部見る)

家畜や農作物の病気や害虫のまん延防止による食料の安定供給

家畜防疫

- 家畜の病気を防ぐために
(豚熱 鳥インフルエンザ 令和2年家畜伝染病予防法改正、[動物検査所](#))
- 獣医師、獣医療
- [農研機構](#) [動物衛生研究部門](#) [外部リンク](#)

水産防疫

- 水産動物の病気を防ぐために

農場外の家畜等の取扱い禁止

原則、農場外で飼養鶏等を扱ったり、野生動物に接触するような行為はとらない。

- 農場外では、鶏や野生動物との接触をしない。
- 止むを得ない事情により接触する場合は、必ず事前に記載：飼養衛生管理者名 へ報告する。
- 接触した場合は、農場に入る前に交差汚染防止対策※を徹底する。

※農場に入る前に、自宅のシャワーで全身を洗浄した上で、新しい洗濯済の衣類及び靴に着替えて農場に入る。この際、脱衣した衣類等と着替える洗濯済みの衣類等が交差しないようにする。また、洗浄後の手指で脱衣した衣類等に触れないように注意する。

- 接触した内容を記録に残す。
- 記載：飼養衛生管理者名 は、定期的（毎月1回）に、従業員と飼養衛生管理の勉強会を行い、徹底した衛生管理を行う。

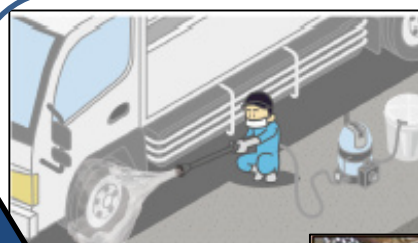
病原体を持ってこない



自宅



- ② 農場には直行せず、シャワー洗浄



車両消毒を入念に実施

自宅

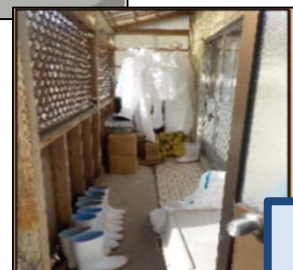


- ③ 衣服・靴の交換

農場へ

農場専用の衣服・靴に交換

- ④



1-2

海外からの卵、肉製品の持込み禁止

海外からの卵、肉製品を日本に持ち込んではいけません。

- 家畜保健衛生所から提供される資料や、農林水産省のHP等を確認し、輸入禁止地域から、卵、鶏肉、ソーセージ等の食品を日本に持ち込み、または郵送を絶対に行なわない。
- 記載：飼養衛生管理者名 は、定期的（毎月1回）に、作業員と勉強会を行い、対策を徹底する。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/hpai_taisaku.html

農林水産省 English ミツツサイト サイトマップ 文字サイズ 標準 大きく

逆引き事典から探す 組織別から探す キーワードから探す ENHANCED BY Google 検索

会見・報道・広報 政策情報 統計情報 申請・お問い合わせ 農林水産省について

ホーム > 消費・安全 > 鳥インフルエンザに関する情報 > 家畜飼養者・関係者・鳥を飼育している方へ

家畜飼養者・関係者・鳥を飼育している方へ

Tweet 印刷

令和2年11月18日更新



畜産関係者の方で外国に行かれる場合

家畜の伝染性疾病的の侵入を防止するために～海外へ旅行される方へのお願～

海外から日本の農場に来る技能実習生や受け入れる方への情報

経営支援対策について（手当金、経営資金の融通等）

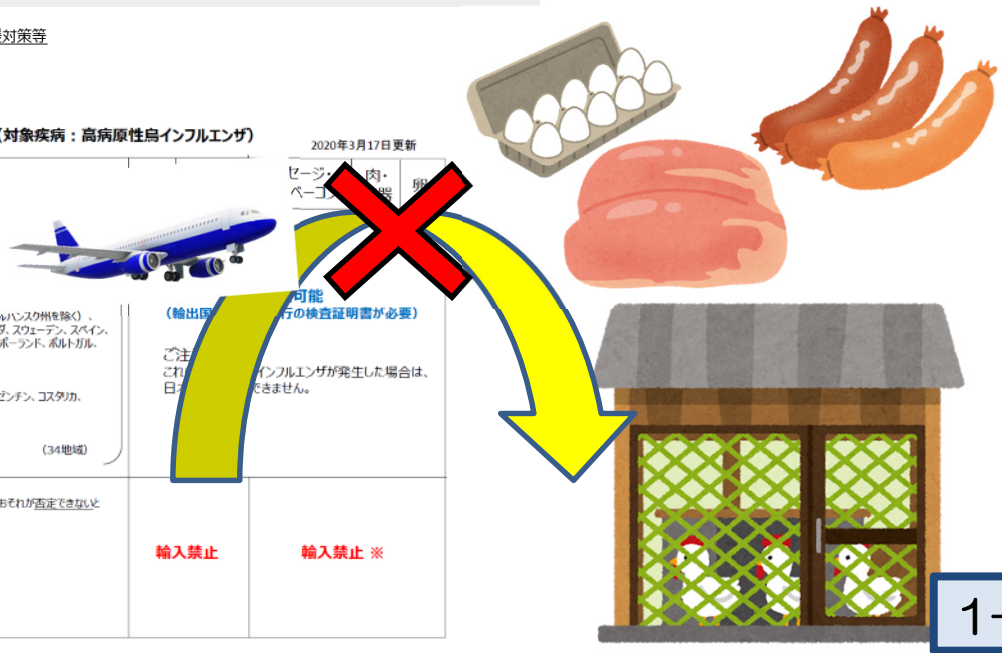
高病原性鳥インフルエンザ発生に係る生産者支援対策等

クリック！
動物検疫所HPへ

3. 家畜（鶏、七面鳥、あひる等）及びその製品（対象疾病：高病原性鳥インフルエンザ）

2020年3月17日更新

地域	鶏肉、鶏卵、鶏皮、鶏骨、鶏内臓	豚肉、豚骨、豚内臓	牛肉、牛骨、牛内臓
<p>①対象疾病の発生状況や防疫措置等を総合的に判断し、動物検疫所が我が国に対象疾病が持ちこまれるおそれ極めて低いと考えられる地域</p> <p>【アジア地域】 シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、トルコ</p> <p>【ヨーロッパ地域】 ウクライナ（クリミア自治共和国、セヴァストポリポリ特別市、ドネツク州及びルハンスク州を除く）、英国（グレートブリテン及び北アイルランドに属する）、オーストラリア、オランダ、スウェーデン、スペイン、デンマーク、ドイツ、バチカン、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、オーストリア、リトアニア、ロシア（トゥラ州及びリャザン州を除く）</p> <p>【南北アメリカ地域】 アメリカ（アメリカ大陸部分、ハワイ諸島、グアム島を除く）、カナダ、アルゼンチン、コスタリカ、コロンビア、チリ、ブラジル、ペルー</p> <p>【オセアニア地域】 オーストラリア、ニューギニア、ニュージーランド (34地域)</p>	<p>②動物検疫所等の輸入を通じて我が国に対象疾病が持ちこまれるおそれ否定できないと考えられる地域</p> <p>【①以外の地域】</p>	<p>輸入禁止</p>	<p>輸入禁止※</p>



海外渡航時及び帰国後の対策

**原則、鳥インフルエンザ等が発生している地域へは渡航しない。
※最新の発生地域は、農林水産省ウェブサイトを確認する。**

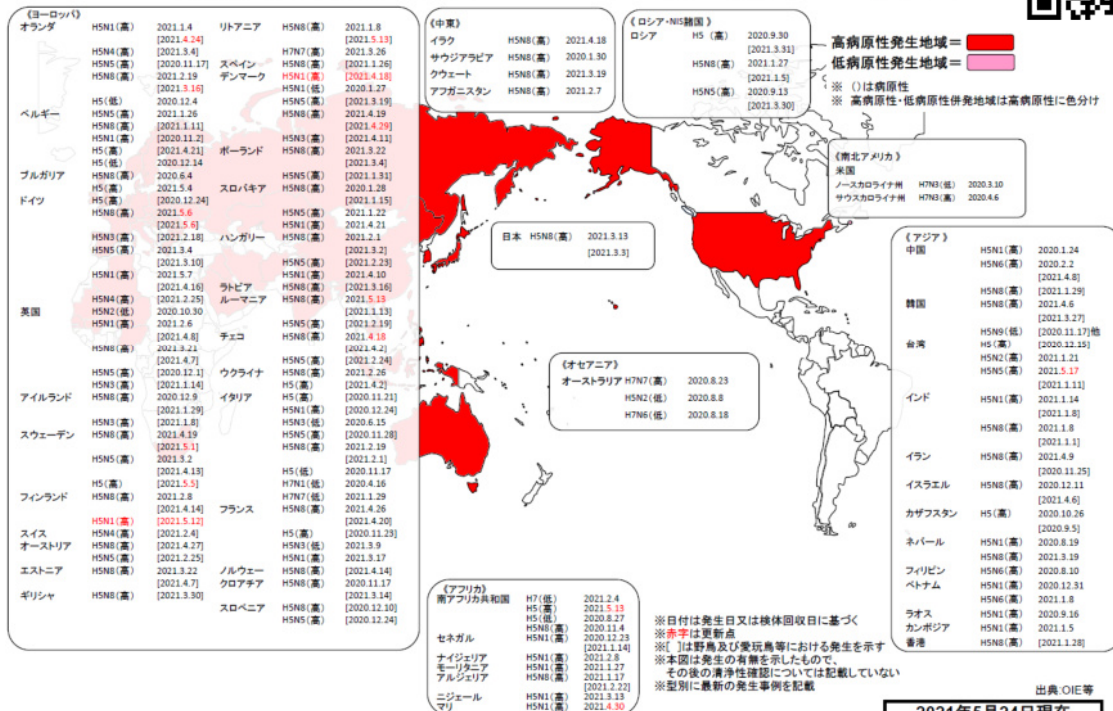
- 渡航先では、絶対に畜産関係施設に立ち寄らない。
- 帰国後1週間は、自農場を含め他の畜産施設等に絶対に立ち入らない。
- 止むを得ない事情により海外へ渡航する際は、事前に
記載：飼養衛生管理者名 へ報告する。
- 海外渡航歴は、1年間必ず記録に残す。
- 記載：飼養衛生管理者名 は、定期的（毎月1回）に、作業員と勉強会を行い、対応を徹底する。

■鳥インフルエンザに関する情報

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/tori/index.html>



高病原性・低病原性鳥インフルエンザの発生状況(2020年以降)



2021年5月24日現在

農場内への不適切な物品の持込み禁止及び工具、機材等を農場内へ持ち込まないための取組

病原体の侵入要因となるため、不適切な物品（他の畜産関係施設等で使用した物品や食品、海外で使用した衣服等）は持ち込まない。

- 家きん舎や関連設備の修繕に係る工具、機材等は農場に備えつける。
- やむを得ず、衛生管理区域に持ち込む際、消毒を行う。
※物品の消毒方法は、添付の作業手順に従う。
- 持ち込んだ際は、農場備え付けの物品持込み台帳にその都度記帳する。
- 家きん舎や関連設備の修繕に係る工具・機材等は、使用后、衛生管理区域内の所定の場所に保管し、衛生管理区域外へ持ち出さないようにする。
- 衛生管理区域内に保管する工具・機材等は、備品台帳に記録し、原則、毎月1回 記載：第1月曜日等 に備品台帳と現物を突合する。
- 記載：飼養衛生管理者名 は、定期的（毎月1回）に、従業員と勉強会を行い、対応を徹底する。

愛玩動物の飼育禁止

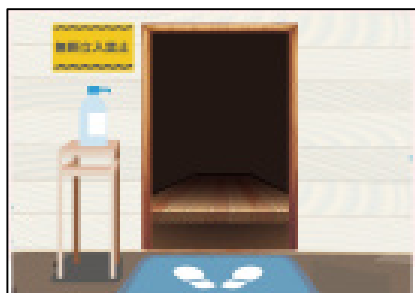
犬や猫を衛生管理区域内で飼育してはならない。

- 犬や猫が衛生管理区域内に侵入しないよう区域外で、餌やりをする。
- 散歩時等、衛生管理区域を通過する場合は、肢等の洗浄及び消毒を行ってから、衛生管理区域に入場する。
- 記載：飼養衛生管理者名 は、定期的（毎月1回）に、従業員と勉強会を行い、対応を徹底する。



入場時の動作フロー

- ① 来場者は 【記載】農場入り口 等 に設置した台帳に日付、所属、氏名、目的、消毒の有無、海外への渡航歴を記帳する。
 なお、作業員が海外に渡航した場合には、作業員用の台帳にその滞在期間及び国又は地域の名称を記帳する。
- ② 更衣場所にて、衛生管理区域専用衣服及び長靴を着用し、専用手袋の着用もしくは手指を消毒し、入場する。
 ※手指の洗浄・消毒方法及び衣服・靴の着用方法は、添付の作業手順を参照する。
- ③ 【記載】飼養衛生管理者名 は、定期的（毎月1回）に、作業員と勉強会を行い、対応を徹底する。



○衛生管理区域立入巻記録簿

立入年月日 (入退場時刻)	所属(又は住所)・ 氏名	目的	単回消毒			海外への渡航歴関係		
			管理区域への 乗入れ	消毒	手指消毒	過去一週間以内 の海外への渡航 の有無	滞在期間 (滞在国(地域))	国内での農場間 (供体給への立入)
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無

車両入場時の動作フロー

- ① 衛生管理区域に車両で立ち入る者は、【記載】農場入り口 等に設置された台帳に日付、氏名、所属、目的を記帳する。
※作業員は衛生管理区域外の専用駐車場に駐車する。衛生管理区域内に駐車する場合は来場者と同様に①以降を実施する。
- ② 【記載】農場入り口 等で車両を消毒する。
- ③ 衛生管理区域内で車両から乗り降りし作業する場合、【記載】農場入り口 等に用意してある農場専用のフロアマットと交換する。
- ④ 台帳に入場時の消毒の実施について記帳する。
- ⑤ 衛生管理区域専用衣服及び長靴を着用し、専用手袋の着用もしくは手指を消毒し、入場する。
- ⑥ 【記載】飼養衛生管理者名 は、定期的（毎月1回）に、作業員と勉強会を行い、対応を徹底する。

日付	氏名	所属	目的	消毒実施	手袋着用	長靴着用	専用フロアマット
2024.01.01	田中 太郎	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.02	佐藤 花子	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.03	鈴木 一郎	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.04	山田 美咲	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.05	中村 健太	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.06	高橋 真由	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.07	渡辺 大輔	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.08	森田 由香	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.09	松本 拓也	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.10	伊藤 千尋	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.11	清水 悠介	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.12	山崎 結衣	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.13	佐々木 隆志	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.14	高木 舞	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.15	藤田 誠	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.16	坂本 莉奈	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.17	田村 健	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.18	山本 美穂	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.19	中野 大樹	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.20	高橋 真由	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.21	渡辺 大輔	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.22	森田 由香	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.23	松本 拓也	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.24	伊藤 千尋	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.25	清水 悠介	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.26	山崎 結衣	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.27	佐々木 隆志	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.28	高木 舞	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.29	藤田 誠	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.30	坂本 莉奈	農務課	作業	○	○	○	○
2024.01.31	田村 健	農務課	作業	○	○	○	○

台帳



衛生管理区域専用の衣服・靴・手袋



消毒場所に用意している農場専用のフロアマット

※車両の消毒方法、手指の洗浄・消毒方法及び衣服・長靴・手袋の着用方法は、添付の作業手順を参照すること。

衛生管理区域内の整理・整頓

- 目的別に資材等の保管場所を設定し、【記載】毎週水曜日 等に整理・整頓し、業務日誌に記録する。

	担当者	管理責任者
飼料保管庫		
薬品庫		
事務所		
更衣場所		

- 毎月、衛生管理区域内の周囲を除草する。
- また、衛生管理区域の境界を示す柵等に破損等あった場合は、その都度、修繕する。

飼料対策（野生動物の誘引防止）

こぼれ餌の清掃

- 鶏舎周囲を毎日見回り、こぼれ餌があればその都度、清掃する。
- 【記載】毎週水曜日 等、タンクの下に消石灰を散布し、業務日誌に記録する。
- 常に給餌車の蓋等に破損がないかを確認する。破損を確認した場合は、直ちに修理する。給餌後は、すぐに蓋を閉める。
- 自動給餌装置のライン等にも破損がないか確認する。破損を確認した場合は、直ちに修理する。

	担当者	管理責任者
見回り		
タンク周辺の清掃		
タンク下の消毒 (消石灰散布)		
給餌車の管理		
自動給餌装置の管理		

野生動物の侵入防止対策

衛生管理区域外周の見回り

- 【記載】毎週水曜日 等、衛生管理区域の外周を見回り、野生動物の痕跡（糞、足跡、掘り返し跡等）がないか確認する。確認された場合、管理責任者に報告後、作業日誌にも記録する。

担当者	管理責任者

衛生管理区域出入口の扉や家きん舎入口のカーテン

- 衛生管理区域出入口の扉は車両の入退時以外は常時閉め切りとする。
- 家きん舎のカーテンは、出入り時以外は常時閉め切りとする。

担当者	管理責任者

防鳥ネット

- 【記載】毎週水曜日 等、家きん舎及び堆肥舎等の防鳥ネットに破損がないか見回りを行う。破損があった場合は、衛生管理区域内に備えてある道具や材料を使って補修し、管理責任者に報告後、作業日誌にも記録する。

担当者	管理責任者

死亡鶏等への野生動物の接触防止対策

死体の適正な保管

- 死亡鶏を発見したら、ビニール袋等で覆い、野生動物と接触しないように保管もしくは焼却処理等適切に処理する。
- 死亡鶏の羽数は作業日誌に記録し、管理責任者に報告する。

担当者	管理責任者

ねずみ対策

ねずみ対策

- 【記載】 毎週水曜日 等 、ネズミの侵入跡と粘着シートを確認し、ネズミの侵入状況を作業日誌に記録する。
- 侵入跡が確認された場合、侵入跡一帯に粘着シートを設置するとともに、その周囲に殺鼠剤を撒く。
- 対策の実施状況は、管理責任者に報告し、作業日誌にも記録する。
- 管理責任者名は、作業日誌の内容を定期的に確認する。

【殺鼠剤散布時の注意点】

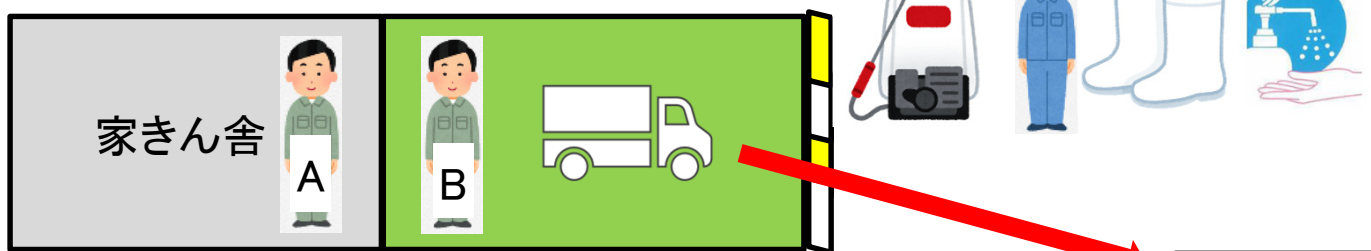
- ① 手袋を着用する。
- ② 鶏舎の隅に配置する。

担当者	管理責任者

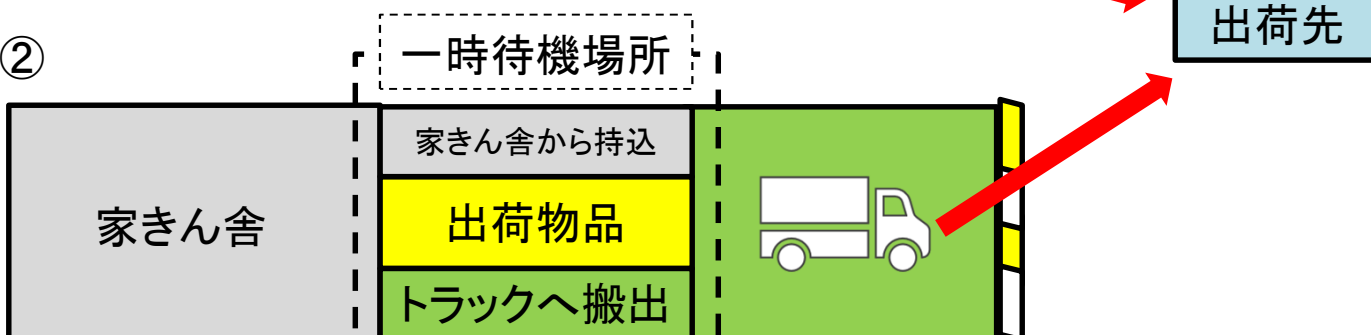
出荷時の交差汚染防止対策

- 家きん舎内外を行き来する場合は、手指の消毒及び長靴等の履替えを行う。
※履替えしない場合は、下記のいずれかを実施する。
 - ①家きん舎内と外の作業者を分ける
 - ②家きん舎の一時待機所を設けて動線を区分する
(一時待機場所は作業前後に洗浄・消毒)
- 出荷トラックに衛生管理区域内の衣服・靴で乗り込む場合、出荷作業前後に出荷台に洗浄・消毒を行う。
- 【記載】農場入り口 等で出荷用トラックを消毒し、運転者は衛生管理区域外の衣服・靴へ着替え、手指を消毒する。

①



②



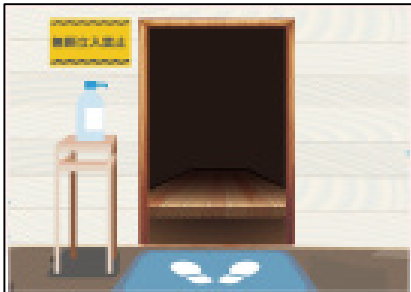
■ : 家きん舎専用靴の範囲

■ : 衛生管理区域専用靴の範囲

■ : 衛生管理区域境界

退場時の動作フロー

- ① 更衣場所にて、衛生管理区域専用衣服・長靴・手袋を脱ぎ、手指を洗浄・消毒する。
 - ② 【記載】農場入り口 等に設置した台帳に退場時刻を記帳する。
なお、作業員のうち、車両で立ち入った者も同様に記帳する。
- ※ 衣服・靴の脱衣方法及び手指の洗浄・消毒方法は、添付の作業手順による。
- ※ 【記載】飼養衛生管理者名 は、毎日記録の状況を確認し、不備があれば直ちに改善する。



○衛生管理区域立入巻記録簿

立入年月日 (入退場時刻)	所属(又は住所)・ 氏名	目的	車両消毒			海外への渡航関係		
			管理区域への 乗入れ	消毒	手指消毒	過去一週間以内 の海外への渡航 の有無	滞在期間 (滞在国(地域))	国内での畜産関係 供体への立入
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無
年 月 日		飼料、導入、出尿、 その他()	無・有	有・無	有・無	無・有		有・無

車両退場時の動作フロー

- ① 農場専用のフロアマットは、【記載】農場入り口 等に備付けの【記載】ポリバケツ 等 に入れる。



- ② 【記載】農場入り口 等で車両を消毒する。

- ③ 更衣場所にて、衛生管理区域専用衣服・長靴・手袋を脱ぎ、手指を洗浄・消毒する。

※専用衣服・長靴・手袋を持参した場合は適切に消毒したうえで持ち帰る、もしくは農場内で密閉し廃棄等処理する。

- ④ 台帳に退場時刻を記帳する。

※ 車両の消毒方法、衣服・靴の脱衣方法及び手指の洗浄・消毒方法は、添付の作業手順による。

※ 【記載】飼養衛生管理責任者名 は、毎日記録の状況を確認し、不備があれば直ちに改善する。

【記載】従事者名 は 【記載】毎週水曜日 等に使用済のフロアマットをポリバケツから取り出し、水洗いする。ポリバケツは新しい水に入れ換え、消毒薬を入れて元の場所に戻す（【記載】逆性石けん500倍 等）。